

# 平成 26 年度事業計画

## 1 基本活動方針

千葉県建設技術センターは、県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術力の向上を図り、良質な社会資本整備に寄与することを目的に、平成 6 年 4 月に設立された。

以来、県及び市町村等の技術職員を対象とした建設技術に関する研修・講習会をはじめ、建設技術に関する情報提供や建設材料試験及び建築物の構造計算適合性判定並びに発注者支援として、積算・施工管理等の受託業務を実施してきたところである。

平成 26 年度においても、県及び市町村等の建設事業の円滑な推進に一層寄与するため、より質の高いサービスの提供に配慮しながら、次のとおり事業を実施する。

## 2 事業計画

### 【公益目的事業】

#### (1) 普及啓発事業

県及び市町村等との建設技術に関する情報の共有、技術相談等、建設事業に関する新技術・新工法等の普及を図るなど技術支援を行う。

また、建設事業に関する新技術・新工法等の情報を収集し、技術情報共有サイト（CCTCnet）等のインターネット等で提供するとともに、専門図書の整備を進め、県及び市町村等の技術職員に貸出を行う。

#### (2) 技術者養成事業

県及び市町村等の技術職員の技術力向上を図るため、各種研修・講習会を受講者の技術レベルに応じて、基礎研修・専門研修に分類し実施する。

基礎研修においては、公共工事発注の基本となる「土木工事積算」、「施工管理」及び「土木材料の品質管理」の研修等を実施する。

専門研修としては、「橋梁」、「災害復旧」、「河川」及び「仮設構造物」の研修等を実施し、今後増加する老朽化対策にも対応する。

#### (3) CALS/EC 推進事業

千葉県 CALS/EC 整備基本構想及びアクションプログラムにおいて、CALS/EC 普及のための推進母体として位置付けられていることから、積極的な事業展開を図っていくこととする。

また、公共工事の重要構造物の電子成果品は、将来に維持管理、災害対応等において、必要不可欠なデータであることから、保管・管理の確実性・安全性を高めるため、県の各発注機関等による個別保管に加え、当センターにおいて、工事等受注者から受付した副本を一元的に保管・管理する。

さらに、CAD 操作・電子納品等に関する講習会の開催、講師派遣を行う。

※ CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）

公共事業における業務プロセスの改善を図るため、計画、調査、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面・地図や書籍、写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換・共有・連携できる環境を創出すること。

#### （４） 図書配付事業

「千葉県積算基準書」の電子版・書籍版を県・市町村技術職員に配付するとともに、建設事業者の要請に応え公共土木工事の執行に不可欠な「土木工事共通仕様書・施工管理基準（千葉県監修）」を配付する。

#### （５） 建設材料試験事業

公共工事の品質管理に必要なコンクリート、鋼材、土質、骨材及びアスファルトの建設材料 5 品目 61 項目の各種品質試験を実施する。

このうち、アスファルト混合物については、事前審査制度に係る試験機関に指定されている。

#### （６） 構造計算適合性判定事業

確認申請に伴って、建築主事や指定確認検査機関から判定依頼がなされる対象建築物（建築主が知事又は市町村長となる建築物を除く。）について、構造計算適合性判定を実施する。

#### （７） 災害復旧支援技術者派遣事業

県内市町村の管理する公共土木施設が被災した場合、県内市町村の要請に基づき、速やかに災害復旧支援技術者を現地に派遣し、災害復旧活動の技術支援を行う。

### 【収益事業】

#### （８） 電子情報化支援事業

県が開発した土木積算システムの運用等を行うとともに、そのデータを市町村等に交付し、積算業務の省力化を支援する。

また、市町村職員に積算システムの操作指導や積算業務の質疑応答などの支援、積算作業のさらなる省力化に向けた積算支援電子情報システムの検討を行う。

- ・データ交付団体 63 団体（35 市 18 町村 10 事務組合等）

#### **(9) 設計積算受託事業**

県及び市町村等が工事を発注するための工事設計書（材料費・労務費・機械経費など工事費を構成する費用を積み上げ、全体の工事費を計算したもの）の作成業務を受託する。

#### **(10) 災害復旧支援受託事業**

市町村の災害復旧事業における査定設計書作成等の業務を支援する。

#### **(11) 建設工事受託事業**

県及び市町村等が行う建設事業のうち工事完成までの施工管理補助業務や検査支援業務及び建設工事の調査・設計支援業務を受託する。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）第 15 条の「発注関係事務を適正に行うことができる者」に位置づけられていることから、品確法に基づいた総合評価方式の導入や発注者関係事務を中立かつ公正な立場で支援する。